

投資詐欺に遭わない ようになるには どうしたら良いか？

令和4年4月2日

弁護士法人 隼綜合法律事務所 弁護士 加藤幸英

自己紹介 加藤 幸英(かとう ゆきひで)

1972 名古屋市名東区生まれ
1988 愛知高校入学
1991 同高校卒業、愛知学院大学法学部入学
1995 同学卒業
愛知学院大学大学院法学研究科(修士)入学
1999 同大学院修了

自己紹介 加藤 幸英(かとう ゆきひで)

2002 愛知学院大学大学院経営学研究科(修士)入学
2004 同大学院修了
2006 愛知学院大学法科大学院(ロースクール)入学
2009 司法試験合格
2010 弁護士登録（36歳）
2018 日進事務所に法律事務所を開設
2019 YouTuberデビュー

この講座では…

- ・不動産賃貸業歴20余年
 - ・弁護士歴十余年
 - 様々な詐欺事件に携わってきた弁護士が
 - ・**詐欺の手口**
 - ・**だまされないためにできること**
-
- をお伝えします

綾瀬はるかさん
をご存じですか？



事件の概要

2019 綾瀬氏 税金対策で会社設立
母が代表 兄が取締役
地元のA税理士が税務を担当

会社を作ると なぜ税金対策になるのか

芸能事務所
ホリプロ



出演料等
↑
所得税50%超

綾瀬氏



↓ そこで

芸能事務所
ホリプロ



出演料等
↑
法人税 約35%

会社設立
(株)タペストリー



綾瀬氏

事件の概要

2020年春頃
A税理士「低金利なので貯金ではもったいない。
運用してみては？」
母「信頼している先生がそうおっしゃるなら…」
A税理士「配当は月利3%！」
母 1億円投資 (=月に300万円の配当)

事件の概要

A税理士
「綾瀬はるかさんのお母様も投資している
食事会には綾瀬はるかさんが来ることも！」
と他の人達からも資金を集める（総額10億円？）
↓
月に1度、高級レストランで「セレブ会」が開催され、運用状況の報告

事件の概要

2021年2月 会員の一人が全額返金を求める
投資グループ
「グループの銀行口座が凍結された！」
「海外送金なので時間がかかる！」
と返済を拒む…
2021年9月を最後に
毎月の支払いがストップ！

そして裁判へ…

詐欺の手口 ポンジスキーム

=預かったお金をそのまま配当に回す詐欺



【ポンジスキーム】

「集めた資金を運用して配当を支払う」と説明してお金を集める
↓しかし
実際には運用しないで、集めたお金を「配当」として渡していく
↓
高配当のエサに資金を集めきったところで逃亡

【投資詐欺がなくならない理由】

- ・銀行に預けていても金利がつかないし、将来も不安…
- ・次々と新しい詐欺ネタが現れる
 土地→FX自動取引→仮想通貨等
- ・警察はほとんど動いてくれない
 「損したから文句を言っているのだろう」
- ・裁判をやっても相手の財産を見つけられなければ回収できない

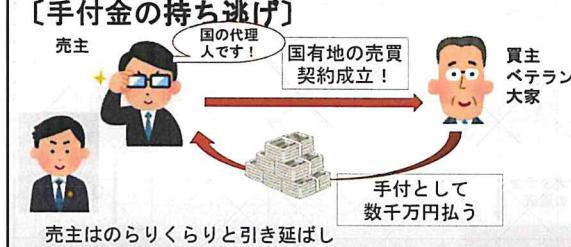
[このことを忘れないで！]

- ・月 5% = 年 60% 1年で 1.6 倍に！
- ・世界一の投資家ウォーレン・バフェットの成績
年 20% = 月 1.6%
- ・アメリカの株式指標S&P500平均リターン
年 7.1% = 月 0.59%

詐欺の手口
～自分は絶対にだまされない？

手付金の持ち逃げ

[手付金の持ち逃げ]



朝日新聞デジタル

元日井通常務理事の詐欺罪、確定へ 最高裁が上告棄却

2017年3月31日 12時05分

国や他の業者などから不動産の取引を持ちかけて約9億4千万円をだまし取ったとして、詐欺罪に問われた元日井通常務理事の【匿名】被告（64）＝株式会社アーバンガーデン（9年6ヶ月とした2015年11月の二審・東京高裁 判決が確定する）。最高裁 第一小法廷（小池裕裁判長）が、29日の決定で上告を棄却した。

判決によると、【匿名】被告は11～12年、共犯者らと共に、財務省が所有する国有地などを安く購入できるなどと偽を買って、購入希望者から現金や小切手をだまし取った。

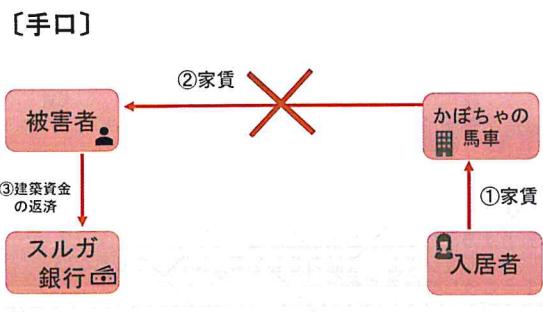
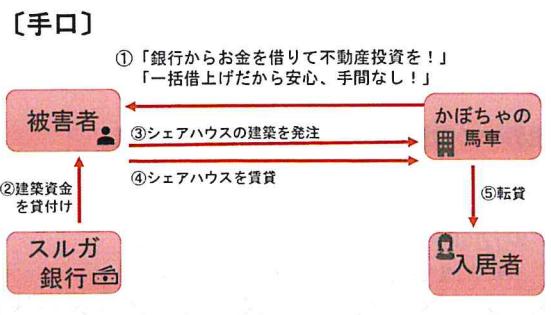
被告は、日本弁護士連合会で不正競争を認めた。所質していた元日井通常務理事は一番利害の15年7月、【匿名】被告を懲戒処分の中で最も重い詐欺犯とした。

<https://www.asahi.com/articles/ASK303GRFK30UTL00F.html>

[だまされてしまった原因]

- ・不動産は表にでてしまうと値段が上がってしまうので「ここだけの話」と言われるとだまされやすい
- ・元弁護士会の副会長が詐欺グループにかかわっていた
- ・利回り 1.5% と **相場より少しお値打ち** という価格で買えるの契約だった

詐欺の手口 ～かぼちゃの馬車事件



事件の概要

- ・かぼちゃの馬車からの入金がストップした被害者は、毎月の銀行への返済ができなくなり**破綻**…
- ・後に、スルガとかぼちゃの馬車が緊密な関係にあり、**証拠を偽造**するなどして、普通なら貸さない相手にも建築資金を貸していたという事実が発覚!
- ・最終的にスルガが建物を引き取って、被害者の**借金を棒引き**にした

【不動産がからむ詐欺の特徴】

- ・非常に大きなお金が動く
- ・定価がない（通り1本違うだけで金額が変わる）
- ・土地や建物は一見してどこに欠点があるのかわからにくい（売主しか知らない情報が多い）

☆金額が非常に大きいためハマると**破産**も



N H K 4月5日22時～



ドラマ10
正直不動産

正直不動産

不動産業者、そしておどめる人間模様を描く、毎週1回新作コメディー！

詐欺の手口
～役割分担

よくある手口

A業者「**海山商事の未公開株**は将来値上がり間違いなしです！買いませんか？」

↓ N O

(数日後)

B業者「**海山商事の株**をもっていらっしゃるのであれば、高値で買い取ります。」

「！ あの話、本当だったんだ！」

詐欺の手口
～恋愛詐欺

よくある手口

SNSやマッチングアプリで仲良くなった異性
「この投資商品の契約してくれないと今月のノルマが…」とか

「身内が病気になってしまって…」

などと

相手の**恋愛感情**につけ込んで騙す

詐欺の手口
～さらなる追い打ち：泣きつ面に蜂

詐欺被害に遭った被害者に…

投資詐欺の被害者の救済団体を名乗る男
「詐欺被害に遭われて大変なことになっていませんか？」
1000万円以上のお金が戻ってくる可能性があります。
ただそのためには、弁護士に依頼するための費用がかかります…」

詐欺被害に遭った被害者の氏名と住所は…

一覧表（リスト）にされていて
そのリストが
「カモリスト」として売り買いされている

この言葉が出てきたら
詐欺です

【詐欺師の使う言葉】

「必ず」「確実に」「100%」「儲かる」「元本保証」「安心」「大丈夫」「絶対に損しません」「リスクなし」

なぜ詐欺と言えるのか？

投資はリスクが伴うもの
ハイリスク・ハイリターン
ローリスク・ローリターン

【詐欺師の使う言葉】

「公的機関（警察、金融庁、消費者センター等）や銀行から指示を受けて動いている」

公的機関が、他人の口座への振り込みやキャッシュカードを他人に預けるよう指示することはあり得ない

【詐欺師の使う業者名・会社名】

公的な機関を思わせるような業者名・会社名を使っている
「○○協会」「債務整理管理局」「●●局」「××府」「□□センター」「裁判所」

許認可を受けずに社名に「信託」「証券」を入れている

〔詐欺師が口実として使う投資先〕

- ・未公開株、社債、ファンド
- ・為替、FX、先物、自動取引・AI
- ・仮想通貨、ブロックチェーン、NFT
- ・太陽光発電
- ・CO₂排出権
- ・水資源利用権・鉱山採掘権
- ・海外事業・海外不動産・海外リゾート
- ・介護施設・老人ホーム

〔詐欺師の常套手段〕

- ・有名人や政治家との写真（権威づけ）
- ・無料の食事会豪華プレゼント（返報性）
- ・今回の特別利回り（希少性）
- ・投資に成功した経験者の話
- ・海外の何たら事業

どうやって身を守るか？

〔身を守るためにできること〕

- (1) すぐに署名押印しない
- (2) 相手にお金を渡さない
- (3) 正しい知識を身につける
→どこから情報を得るか?
①ネットで検索
②投資先の背景・意見
・人となりを見る
③第三者に意見を聞く

〔すぐに返事せず、相談する〕

- (1) 自分だけの判断で書類に「名前」を書いたり判子を押さない
- (2) 判子を押してもお金を渡さない
- (3) (1)(2)その前に、必ず信頼できる人（配偶者・親・子・公の機関）に相談する
☆「絶対に誰にも言わないでください」という台詞が出たら100%詐欺

〔すぐに返事せず、相談する〕

☆親族と気軽に相談できる関係を普段から作っておく
相談することや騙されたことは何も恥ずかしいことではない
∴誰でも騙されるので
「子供や夫に怒られる！」と考えて相談しないのは絶対にダメ！

〔「怪しいな」と思ったら〕

金融庁の金融サービス利用者相談室
受付時間：平日10:00～17:00
電話番号：0570-016811

消費生活センター 消費者ホットライン
0570-064-370

警察 # 9110

〔電話機の設定〕

- ・家にいても「留守電」にしておき、必要があるものに対してだけ折り返す
- ・登録してある電話番号以外は着信を拒否する設定
- ・通話相手に「この通話は録音されています」と告げる電話機

正しい情報の集め方

〔① Google サジェスト〕

Google 検索結果
Q: 加藤幸英
Q: 加藤幸英 弁護士
約 754 件 (0.30 秒)
hayabusa-legal.com › staff
スタッフ紹介 | 名古屋・日進市の弁護士：隼綜合法律事務所
弁護士紹介、堀井幸英、渡邉兼也、加藤幸英、古田恵介...
www.bengs4.com... [愛知]弁護士,[日進]弁護士...
加藤 幸英弁護士 - 弁護士ドットコム
かとう ゆきひで) 加藤 幸英 弁護士法人隼綜合法律事務所日進事務所、愛知県 日進市竹の山3-415

〔① ネットで検索〕

- ・ネットの情報は玉石混淆
 - 国（国交省・国税庁等）
 - 専門家
：弁護士、医師、不動産鑑定士、公認会計士、税理士が本名で書いている記事は一定程度信頼できる
- ☆自分の意見を補強する情報ばかり集めてしまう癖があることを忘れない（確証バイアス）

〔①'国家資格や許認可の調査〕

- ・宅建業者なら
宅地建物取引業●県知事 (2) 第XXXX号

国土交通省
国土交通省ライセンス情報検索サイト
(運転免許・建設業許可・技術士等を発行するライセンス)
このサイトでは、国土交通省が発行する各種ライセンス情報を検索することができます。
よくある質問
お問い合わせ
お問い合わせ
お問い合わせ

〔② 相手の背景に思いをはせる〕

「この人は**どんな方法で稼いでいるのだろう？」**
「この人**なんで**こんなことを言っているん**だろ**？(意見との利害関係の有無)」
「なぜこの人は**私に**儲け話をもってきてくれる**んだろう**？」
と考える癖をつける

〔② 投資先の人となり～要注意人物〕

- ・物事を**断定的**に言い切る人
- ・**根拠なし**に印象で発言する人
- ・**自信満々**な人
 能力の低い人ほど、自信満々という研究結果もある
- ・外に**相談**することを不自然なまでに**禁止**する人
- ・毎回**言うことが変わる**人

〔② 相手の意見を調べ方〕

- ・**知ったことを知らない振り**をして知っていることをあえて聞いてみる

※深入り禁物！

　　∴話を聞くと説得されてしまうから
　　↓なので

「お金」の話が出たら、即座に席を立つ

〔③信頼できる人に意見を聞く〕

背景のしっかりした人物で
その投資話と利害関係のない人に意見を聞く

〔身を守るためにできること〕

- ・**正しい知識**を身につける
→どこから情報を得るか？
 - ①ネットで検索
 - ②投資先の背景・意見
 - ・人となりを見る
 - ③第三者に意見を聞く

〔最後に一言〕

★一般庶民には「カモがネギを背負ってやってくる」なんてことはない!
→**獣が狩人の言葉を信じるな！**

良い投資先を見つけるには

十分な情報収集が必要

最後にもう一度

- 1人で決めない
- お金を渡さない
- お金を渡す前に必ず誰かに相談する

《取扱分野》

各種交渉、不動産(売買、賃貸、管理)、交通事故、遺言・相続、離婚・男女問題、インターネット問題、破産、法律顧問、セミナー講師

弁護士法人 隼綜合法律事務所

弁護士 加藤 幸英

日進市竹の山3丁目415

0561-65-3323



弁護士かとう
【交渉人】

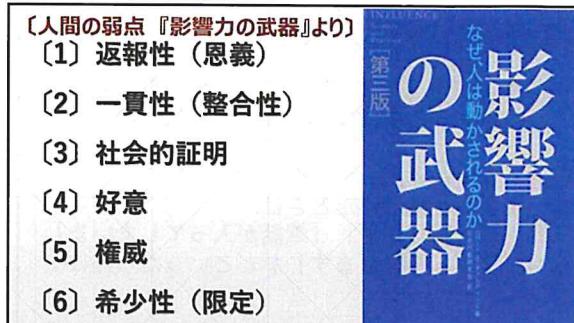
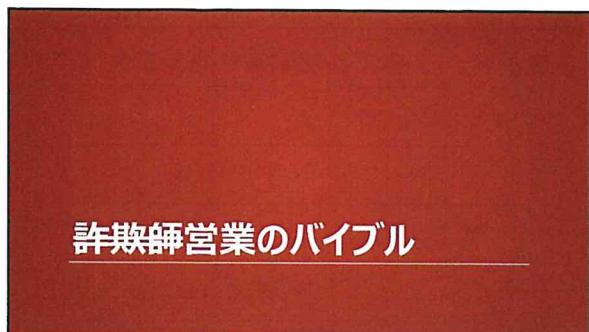


付録

あなたは合理的な判断
のできる人間ですか？

→いちいち全ての問題について深く考える
余裕はない
→反射的に決断してしまう

▼
人間は合理的ではない



[1] 返報性

- 受けた恩義には応えなければならない
:押しつけられた花と募金の例
 - デパ地下での試食
お礼の手紙、中元歳暮、農作業の手伝い
奥さんの誕生日プレゼント
ご家族の歌や踊りの発表会に花を贈る
 - セールスマンに通帳や印鑑の保管場所、キャッシュカードの暗証番号まで教えていた例

[返報性を利用するテクニック

～ドア・イン・ザ・フェイス

→まず難しい要求をし(ドア・イン・ザ・フェイス)、その後引き下げる。(返報性)

(滞納家賃の請求)

「未払資金の全額を利息・遅延損害金・弁護士費用を含めて150万円を一括で支払え」

►「一括で払うなら、今回に限り、
元本の70万円だけで良い。」

[2] 一貫性

- 人間は、「一貫性」を大切にする
:一貫性のある人は信頼されるから
 - 一旦承諾すると、
それに心が制約される(コミットメント)。
▼
 - そこで、まず簡単なことを承諾させる。
次に大きな要求をする。
= フット・イン・ザ・ドア

[フット・イン・ザ・ドア]

→はじめに労力のかからないことに同意(サイン)させる

「○○ちゃんを救うための署名をお願いします!!」

▼
できれば募金してください

徐々に募金に向けて話を進めていく…

〔フット・イン・ザ・ドア対策〕

- ・簡単にできることでも、Y e sと即答しない
=譲歩するときには、相手にも譲歩を求める
- ・途中で自分がフット・イン・ザ・ドアの罠にはまっていると気づいたときは、「あとで電話します」「電話が入ってしまいました」「家族と相談します」などといったん逃げる

〔3〕社会的証明

- ・皆がやっていることを後追いしてしまう
:「オペレーターがお待ちしています。
今すぐお電話ください」
▼
「オペレーターにつながらない場合は、
恐れ入りますが、繰り返しお電話ください」
:お笑い番組の笑い声
→「近所の○○さんもうちで建てました」「全国売上ナンバー1」

〔4〕好意

- ・好きな人の言うことを聞きたくなる
:好きな俳優がテレビCMに出ている
- ・外見で信じてしまう
セールスマンが爽やかだから
- ・共通点があると親近感を持ちやすい
→セールスマンの出身地や大学が同じ
→世間話から入り込んでくる

〔5〕権威

- ・専門家や権威のある立場にいる人の判断に従う
:いちいち専門書を読むわけにはいかない
→上場している会社だから安心
提携税理士によるシミュレーション

〔6〕希少性

- ・量や時間が限られた物ほど欲しくなる
→「50人限定で募集している」「期間限定で！」

〔まとめ〕

- ・これらのセールスのテクニックにひっかかるないようにするには?
▼
・即断せず時間をかけて考える
「家族と相談しないと、怒られるから」といったん持ち帰る
+
・利害関係のない第三者の意見を聞く

人が亡くなったときの損害の算定方法と問題点

2022年4月9日

愛知学院大学 元 法務支援センター 特任教授 弁護士 岩井羊一

第1 人が亡くなったときの賠償金額

下記の報道をまずみていただきたい。

国が賠償認め訴訟終結 遺族に1億700万円支払い—森友文書改ざん・大阪地裁

2021年12月15日19時53分



森友学園に関する公文書改ざんをめぐる国家賠償請求訴訟の進行協議の後、記者会見する赤木雅子さんの代理人の生越照幸弁護士（左）と松丸正弁護士＝15日午後、大阪市北区

学校法人森友学園をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、自殺した同省近畿財務局職員赤木俊夫さん＝当時（54）＝の妻雅子さん（50）が国などに損害賠償を求めた訴訟の進行協議が15日、大阪地裁（中尾彰裁判長）であった。国は原告の請求を認める「認諾」を行い、国との訴訟は終結した。

官房副長官「国の責任明らか」 赤木さん自殺、過剰な負荷継続

国側は同日付の準備書面で、改ざん指示を受け業務負担が増した赤木さんの自殺について、「国家賠償法上の責任を認めるのが相当」と説明。原告の追加主張などの内容を再検討した結果、「いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、決裁文書の改ざんという重大な行為の重大性に鑑み、認諾する」とした。今後、請求額の1億700万円を支払う。

国側はこれまで請求棄却を求めて争っており、主張を一変させる形となった。原告代理人によると、地裁側にも事前に知らされず、異例の訴訟対応という。遺族が、当時の同省

理財局長で改ざんを指示したとされる佐川宣寿元国税庁長官に550万円の賠償を求めた訴訟は継続する。

2020年3月の提訴後、計5回の口頭弁論が開かれた。国側は今年6月、赤木さんが改ざんの経緯などを詳細に記した文書「赤木ファイル」を開示。原告側は内容を踏まえ、国と佐川氏に責任があると主張していた。

大阪市内で記者会見した雅子さんは、裁判所による事実認定などが行われず真相解明の機会が失われたとの考えを示し、「お金を払えば済む問題ではない」と憤った。代理人の生越照幸弁護士は「信義則に反する」と批判した。

(時事通信)

○1億700万円はどういう根拠なのか？

第2 損害の基本的な考え方 差額説

1 何が損害か

実際の交渉、裁判の場面では「差額説」という考え方が一般的。

2 「差額説」とは

もし加害原因がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態との差」を損害と捉える考え方

侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を(a)

侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を(b)

a-b=x xを金銭で評価したものが損害

○1億700万円は差額であるとすると、どうして差額が1億700万円なのか？

第2 人が亡くなったときの損害の項目

1 積極損害

人が亡くなつたことによつて出さなくなつた費用

治療費

葬儀費用

弁護士費用

2 消極損害

人が亡くなったことによって得られなかつたもの

逸失利益

慰謝料

遅延損害金

3 調整要素

素因減額

過失相殺

損益相殺

第3 積極損害の内容

1 葬祭料

根拠：死ななければ、そんなに早く葬儀を執り行うことがなかつたのに、葬儀を執り行うことになった。

金額 原則として150万円。ただし、これを下回る場合は、実際に支出した額。香典については損益相殺を行わず、香典返しは損害と認めない。

例外 遠方に住んでいた（学生、単身赴任）

2 弁護士費用

根拠：弁護士費用は原則当事者が負担するべきものである。しかし、事故等相手の責任で損害を受け、回復するためには専門家の援助を受けたのにその費用を被害者が負担するのは不公平であることから、一定の限度で損害を認めるという裁判例がある。

金額：弁護士費用のうち、認容額の10%程度を自己と相当因果関係のある損害として加害者に負担させる。

第4 消極損害

1 逸失利益

根拠：死亡によって収入を失ったからその損害は回復するべき

金額：以下の方法で算定する。

(1) 算定方式

基礎収入 × (1 - 生活費控除率) × 就労可能年数に関するライピニツツ係数

それぞれの説明は下記の通り

(2) 基礎収入

ア 紙与所得者

原則として事故前の収入を基礎として算出する。

現実の収入が賃金センサスの平均額以下の場合、平均賃金が得られる蓋

然性があればそれを認める。

若年労働者（概ね30歳未満）の場合には、学生との近郊の点もあり全年齢平均の賃金センサスを用いるのを原則とする。

イ 事業主 会社役員

実収入

ウ 家事従事者

賃金センサスの女性労働者の全体平均賃金を基礎とする。

エ 無職者

(ア) 学生・生徒・幼児

賃金センサスを基礎とする

(イ) 無職者、

労働の蓋然性があれば賃金センサスを基礎とする。

オ 年金、恩給収入

年金収入を逸失利益として認める

(3) 生活費控除率

生きていたら自分で生活のために使うので、損害から菜引くという考え方。

控除率が10%違うと、逸失利益が大きく変わるので重要

ア 一家の支柱

扶養家族が1人 40%

扶養家族が2人以上 30%

イ 女性（主婦、独身、幼児）

30%

ウ 男性

50%（独身、幼児）

エ 年金部分

通常より高くする場合が多い

(4) 就労可能年数

原則として67歳

67歳を越える者は、簡易平均余命表の平均余命の2分の1とする。

(5) 中間利益控除

賃金等の収入は通常月給などでその都度収入となる。

損害賠償は一度に支払う義務があるから、生涯の収入を前払いすることになる。そのためそれを運用して得られる利益を控除することが公平。

運用してえられる利益としては法定利率を使う。

死亡（損害の発生時期）が令和2年4月1日より前 年5%

死亡が令和2年4月1日以降 年3%
控除の方法、ライプニッツ係数という係数を使うのが一般的。

第5 慰謝料

一家の支柱 2800万円
母親、配偶者 2500万円
その他（独身の男女、子ども、幼児）2000万円～2500万円
本基準は具体的な斟酌事由により、増減されるべきで、一応の目安を示したものである。

第6 遅延損害金

令和2年4月1日よりまえ 年5%
同日以降、事故日の法定利率 現在は 年3%
将来は3年を1期として1期毎に変動する。

実際の計算

逸失利益

年収 600万円 男性 妻 未成年の子ども1人 50歳

$$600\text{万円} \times (1 - 0.3) \times 17\text{年の3%のライプニッツ係数}$$

11.274

$$= 4735\text{万}0800\text{円}$$

慰謝料

2800万円

葬儀費用

150万円

合計

7685万0800円

弁護士費用

768万5080円

総合計

8453万5880円

事故日から支払済みまで年3%

支払が1年後の場合 253万6076円

第7 損益相殺

被害者またはその相続人が、事故に起因して何らかの利益を得た場合、当該利益が損害填補であることが明らかであるときは、損害賠償から控除する場合がある。

厚生年金

国民年金

労災保険

年金と損害賠償の調整問題

第8 過失相殺

第9 充當

過失相殺をしてから損益相殺を控除する

第10 相続

本人の損害を相続すると考える。

⇒死んだことによって発生する損害を相続するというのは論理的におかしい。

←（私見）おかしいことはその通りであるが、そのように考えないと不公平になる。

○1億700万円は高額か？

⇒ 一般より高額

(考えられる理由)

年収が高い

慰謝料を高く請求している

第11 問題点

1 収入が少ない人は損害が少なくなるのはやむを得ないのか？

外国人

障がい者

女性

年収が少ない人は損害が少なくて良いのか

「命の値段」、非正規労働者は低い？ 裁判官論文が波紋

2010年9月18日5時2分

パートや派遣として働く若い非正規労働者が交通事故で亡くなったり、障害を負ったりした場合、将来得られたはずの収入「逸失利益」は正社員より少なくするべきではないか——。こう提案した裁判官の論文が波紋を広げている。損害賠償額の算定に使われる逸失利益は「命の値段」とも呼ばれ、将来に可能性を秘めた若者についてはできる限り格差を設けないことが望ましいとされてきた。背景には、不況から抜け出せない日本の雇用情勢もあるようだ。



論文をまとめたのは、交通事故にからむ民事訴訟を主に担当する名古屋地裁の徳永幸蔵裁判官（58）。田端理恵子裁判官（30）＝現・名古屋家裁＝と共に執筆し、1月発行の法律専門誌「法曹時報」に掲載された。

テーマは「逸失利益と過失相殺をめぐる諸問題」。若い非正規労働者が増える現状について「自分の都合の良い時間に働くなどの理由で就業形態を選ぶ者が少くない」「長期の職業キャリアを十分に展望することなく、安易に職業を選択している」とする国の労働経済白書を引用。こうした状況を踏まえ、正社員の若者と非正規労働者の若者の逸失利益には差を設けるべきだとの考えを示した。

具体的には、非正規労働者として働き続けても収入増が期待できるとはいせず、雇用情勢が好転しない限り、正社員化が進むともいえないと指摘。（1）実収入が相当低い（2）正社員として働く意思がない（3）専門技術もない——などの場合、若い層でも逸失利益を低く見積もるべきだとした。

そのうえで、逸失利益を計算する際に用いられる「全年齢平均賃金」から一定の割合を差し引いて金額を算出する方法を提案した。朝日新聞は徳永裁判官に取材を申し込んだが、名古屋地裁を通じて「お断りしたい」との回答があった。



この論文に対し、非正規労働者側は反発している。

「派遣労働ネットワーク・関西」（大阪市）の代表を務める脇田滋・龍谷大教授（労働法）は12日に仙台市で開かれた「差別をなくし均等待遇実現を目指す仙台市民集会」（仙台弁護士会など主催）で論文を取り上げ、「企業の経費削減や人減らしで非正規労働者が増えた側面に目を向けていない」と指摘した。

脇田教授は朝日新聞の取材に「論文は若者が自ら進んで非正規労働者という

立場を選んでいるとの前提に立っているが、若者の多くは正社員として働きたいと思っている。逸失利益が安易に切り下げられるようなことになれば、非正規労働者は『死後』まで差別的な扱いを受けることになる」と話す。

裁判官の間にも異なる意見がある。大阪地裁の田中敦裁判官（55）らは同じ法曹時報に掲載された論文で「逸失利益については、若者の将来の可能性を考慮すべきだ」と指摘。若い世代の逸失利益を算出する際、正社員と非正規労働者に大きな格差を設けるべきではないとの考え方を示した。



なぜ、1本の裁判官の論文が波紋を広げているのか。

逸失利益をめぐっては、東京、大阪、名古屋3地裁のベテラン裁判官が1999年、将来に可能性を秘めた若い世代に対しては手厚く配慮することをうたった「共同提言」を発表。おおむね30歳未満の人が交通事故で亡くなったり重い後遺症が残ったりした場合、事故前の実収入が同年代の平均より相当低くても、将来性を考慮したうえで全年齢平均賃金などに基づき原則算出する統一基準を示した。

2000年1月以降、この基準が全国の裁判所に浸透したが、長引く不況による非正規労働者の増加に伴い、事故の加害者側が「平均賃金まで稼げる見込みはない」として訴訟で争うケースが増えている。交通事故訴訟に携わる弁護士によると、実際に非正規労働者の逸失利益が正社員より低く認定される司法判断も出てきているという。

こうした中で発表された徳永裁判官らの論文。非正規労働者側は、交通事故訴訟に精通した裁判官の考えが他の裁判官にも影響を与え、こうした動きを後押しする可能性があると不安視する。（阪本輝昭）



〈逸失利益〉 交通事故などで亡くなったり、重度の障害を負ったりした人が将来的に得られたとして算定される収入。以前は男女別全年齢平均賃金などを基準とする「東京方式」と平均初任給を基準とする「大阪方式」で未就労者の逸失利益を算定する方法があり、地域格差があった。2000年1月以降は東京方式に沿った基準に統一され、不況で急増した若い非正規労働者にも適用されている。25歳の男性が交通事故で死亡した場合、67歳まで働けたとして、09年の男性の全年齢平均賃金（約530万円）をもとに生活費を半分差し引いて試算すると約4600万円になる。（朝日新聞）

※令和2年4月以降だと 530万円 × (1 - 0.5) × 23.701 = 6300万円

科刑方法の不合理な点

愛知学院大学名誉教授 原田保

I 刑の軽重

死刑 > 無期懲役 > 無期禁錮 > 有期懲役 > 有期禁錮 > 罰金 > 拘留 > 科料
(禁錮刑期 > 懲役刑期×2なら有期禁錮 > 有期懲役) (9条・10条)

★輕重順序の合理性？ 特に、「罰金1万円 > 拘留29日」は大多数の人々の感覚と齟齬

罪刑均衡：重い罪には重い刑、軽い罪には軽い刑 = 適切な差異

★貫徹不可能 罪の重さには上限がないが、刑の重さには上限がある = 上限以上の差異は消滅

II 科刑作業順序

法定刑 法令の規定「○○した者は、××に処する。」

↓ 刑種選択→再犯加重→法律上減輕→併合罪加重→酌量減輕(68条・69条)

処断刑

↓ 量定(処断刑が有期刑または財産刑の場合に具体的数値特定)

宣告刑

↓ 未決勾留算入等

執行刑

★減輕前の刑種選択は、真実の事実と異なる仮定的事情に基づく判断

★数罪に対する科刑方法(下記)のうち、併合罪加重以外は順序規定がなく、科刑上1罪処理につき判例・通説が対立

III 数罪に対する科刑方法

基本方針：吸收主義(東洋法) ←→ 併科主義(西洋法)

日本刑法：かつては吸收主義 → 現行刑法(明40)で、複数方法の使い分け

・刑の吸收：1罪につき死刑に処する場合、その死刑1刑だけ(46条1項)

死刑がなく1罪につき無期刑に処する場合、有期刑は科さないが、罰金・科料は併科(46条2項)

・併合罪加重：有期懲役・有期禁錮相当数罪につき、最重罪上限×1.5の範囲で1刑(47条)

・合計：罰金相当数罪につき、各罪上限合計の範囲で1刑(48条2項)

・科刑上1罪：観念的競合(單一行為)および牽連犯(手段・目的または原因・結果の関係)は、最重1刑(54条1項)

★無期刑相当犯罪+有期刑相当犯罪は無期刑1個 ← 軽重逆転 → 無期刑相当犯罪+罰金相当犯罪は無期刑+罰金

★判例の順序で科刑上1罪処理を行うと、その後の減輕で軽重逆転問題が発生し、規定のない「減輕の制限」を提示

★数罪総合考慮による刑種選択は、判例で認められているが、法律規定の作業順序と矛盾

IV 再検討の必要性

欠陥の是正

状況変化への対応

以上

[1] 募集株式発行の差止め

法令定款違反 または 著しく不公正な方法で新株を発行し、これにより既存株主が不利益を受けるおそれ → 株主は会社に対して新株発行の差止めを請求可（会210条）

①定款所定の授権株式数（会37条・113条）を超えて、新株発行しようとする

②募集事項の決定が法定の機関（非公開会社では、株主総会の特別決議 会199条・309条2項5号）（公開会社では取締役会201条1項・199条2項、株主割当以外で有利発行の場合には株主総会の特別決議 会201条1項・199条3項）、支配権の異動を伴う場合には、株主総会の普通決議 会206条の2第5項）

③募集事項の通知・公告（会201条3項・4項）が行われない

④現物出資に必要な検査役の調査（会207条）が行われない

[2] 新株発行無効の訴え

①総論

- (a) 提訴権者 株主等（会828条2項2号・1項2号）
株主 取締役 監査役 清算人 執行役（会828条2項1号）
(b) 提訴期間 発行日から6か月（会828条1項2号）
非公開会社では1年間
(c) 対世効あり（会838条） 遅及効なし

②無効原因

- (a) 発行可能株式総数を超過した新株発行 東京地判昭31・6・13下民7巻6号1550頁
定款に定めのない種類の株式の発行（会108条2項）
(b) 差止仮処分（会210条）に違反して行われた新株発行
最判平5・12・16民集47巻10号5423頁
(c) 募集事項の公示（会201条3項・4項）を欠く新株発行
最判平9・1・28民集51巻1号71頁
(d) 差止仮処分違反の新株発行 最判平5・12・16民集47巻10号5423頁

(e) 無効原因とならない事由

- (ア) 取締役会決議を欠く新株発行 最判昭36・3・31民集15巻3号645頁
- (イ) 総会特別決議を欠く有利発行
- (ウ) 著しく不公正な方法による新株発行

(f) 非公開会社における無効原因

- (ア) 総会特別決議を欠く新株発行 最判平24・4・24民集66巻6号2908頁

[3] 新株発行不存在の確認の訴え

- (a) 新株発行の実体が存在しない場合
- (b) 提訴権者 原告適格は法定されていない（会828条2項2号3号対照）
不存在の確認を求める法律上の利益を有する者
- (c) 提訴期間 制限なし（最判平15・3・27民集57巻3号312頁）
- (d) 対世効あり 838条 将来効の規定 839条なし

[4] ケース1

Y社は資本金9000万円、発行済株式総数5万株の株式会社である。X社はY株式を2万株保有しており、X社の子会社であるx社はY株式を1500株保有している。X社とY社経営陣との間には確執があり、対立状況が見られる。

Y社取締役会は、Y株式3万3000株を1株につき2000円の払込金額で第三者割当の方法によりA社に対して発行する旨を決議し（本件新株発行）、その旨を公告するとともに、新株発行により得た資金6600万円をB社との業務提携による新規事業に充てる旨の事業計画を公表した。

X社は、Y社による上記新株発行を差止めることができますか？

【検討】

第三者割当による新株発行は、株式引受人（A社）以外の既存株主（X社等）の持株比率（議決権割合）を減少させる。そのため、当該新株発行が著しく不公正な方法（会210条2号）によるものであるか否かにつき争われることが多い。

Y社の新株発行が特定株主（X社）の持株比率を低下させ、Y社現経営陣の支配権維持を主要目的として行われたときは、当該発行は不公正発行に当たる（基準①）支配権維持目的がなくとも、新株発行により特定株主（X社）の持株比率が著しく低下されることを認識しつつ新株が発行された場合には、当該新株発行を正当化するに足る合理的な理由がない限り、やはり不公正発行に当たる（基準②）

東京地判平1・7・25判時1317号28頁 基準①+②

東京地判平16・7・30判時1874号143頁 基準①のみ

結論「資金調達の必要性 + 業務提携・事業計画の合理性」と「支配権維持目的」との比較

[5] ケース 2

Y社は資本金1200万円、発行済株式総数1000株の株式会社である。代表取締役AはY株式を300株保有し、B（Aの父）はY株式を100株保有し、X（Aの兄）はY株式を500株保有し、C（Aの妹）はY株式を100株保有している。Y社の経営をめぐり、AとXとの間には争いが存在する。発行済株式1000株のうち500株については、新株発行不存在確認の訴えが提起されており、訴訟係属中である。

Y社は、上記新株発行不存在確認の訴えの係属中である2020年5月に800株の新株発行を行った（本件新株発行）。新株の大部分はAが引受け、登記を経由した。その結果、AがY社の筆頭株主となった。

本件新株発行は、①新株発行事項について通知・公告（会201条3項・4項）がなされていない、②新株発行を決議した取締役会について、取締役Bに招集通知（会368条1項）がなされていない、③Aが自己の会社支配権を確立するために本件新株発行が行われた等の点が認められる。

2020年9月、XはY社に対し、本件新株発行につき、新株発行無効の訴えを提起した。Xの請求は認められますか？

【検討】

本件新株発行は、Aが会社支配権を確立するために行われたものと認められるから、仮に新株発行の差止請求（会210条）がなされた場合には、新株の不公正発行として差止められる。差止仮処分命令に違反してなされた新株発行には、無効事由が存在する。

新株発行に関する有効な取締役会決議（会201条1項・199条2項）がなくても、代表取締役が新株を発行した以上、当該新株発行は有効であり、また著しく不公正な方法による新株発行も、それ自体としては無効事由とならない（最判平6・7・14判時1512号178頁、最判平9・1・28民集51巻1号71頁）。

新株発行事項の公示を欠くことは、仮に差止請求しても差止事由の不存在により、差止請求が認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となる（最判平9・1・28民集51巻1号71頁）。

[6] ケース 3

閉鎖会社Y（譲渡制限株式発行）の資本金は2000万円、発行済株式総数は500株である。X社は、Y社の発行済株式500株をすべて所有し、Y社の単独株主である。Aは、X社の発行済株式全部を保有し、X社の単独株主である。X社の代表取締役はAであり、Aの友人BがX社の取締役に就任している。

高齢のためAは、2020年8月22日にY社の代表取締役を辞任し、同日、Bが代表取締役に就任した。その後Aは2020年11月5日にY社の取締役も辞任した。

Bは、2021年5月、Y社で新株発行の手続をとり、Y社は、2021年7月7日、払込金額を1株当たり5万円として新株を400株発行した。この新株400株のすべてをBが引受けた。7月10日、Bはその旨の登記申請手続を行った（本件新株発行）登記手続に当たり、Bは、

Y社において臨時株主総会が開催され、そこで本件新株発行が承認されたとする旨の2021年6月22日付臨時株主総会議事録を登記申請書類の1つとして提出したが、実際には、招集手続がとられることも、臨時株主総会が開催されることも全くなかった。

A及びY社取締役Cが調査したことにより、2022年1月下旬になって、B主導による本件新株発行が判明した。

2022年3月6日、X社はY社に対して、本件新株発行につき、新株発行無効の訴えを提起した。

Xの請求は認められますか？

【検討】

公開会社とは異なり、非公開会社では株主総会の特別決議によって新株の募集事項が決定される（会199条2項、309条2項5号）以上、募集株式の発行が業務執行に準ずるものと位置づけられているわけではないことは明らかである。すなわち会社法は、非公開会社については、持株比率の維持に関する既存株主の利益保護を重視している。したがって非公開会社Yの場合、株主総会の特別決議を経ずに第三者割当の方法による募集株式の発行がなされれば、その発行手続には重大な法令違反が存在する。すなわち無効原因になると解される。

死刑制度について考える

2022 年度前期市民公開講座レジュメ：2022 年 5 月 14 日(土)

梅田 豊（愛知学院大学教授）

1. 日本の死刑の現実

- 1) 死刑判決と死刑執行の推移（戦後）
 - ・基本的には減少傾向
- 2) 死刑執行の手続
 - ・秘密主義の問題点
- 3) 死刑判決の基準
 - ・「永山基準」：犯罪の性質 動機 犯行態様（方法の残虐性）
結果の重大性（被害者数） 遺族感情 社会的影響
年齢 前科 犯行後の状況

2. 死刑存廃論

- 1) 死刑存廃論の主要論点
 - ・人権の視点 誤判・冤罪問題 抑止力 被害者感情 コスト
- 2) 死刑の合憲性
 - ・最高裁判決 1948 年 3 月 12 日、最高裁判決 1955 年 4 月 6 日など

3. 諸外国の状況

- 1) 死刑制度廃止国・存置国の状況
 - ・2020 年末時点：法律上 & 事実上廃止国=144 力国 存置国=55 力国
- 2) 国際機関の動向
 - ・1989 年：死刑廃止条約（2019 年現在批准 88 力国 日本は未署名）
- 3) EU 及び国際人権機関による批判

4. まとめ

- 1) 死刑は罪の償いになるのか？
- 2) 誤判の可能性との調和：現実的提案としての終身刑

2022年度前期市民公開講座（愛知学院大学　社会連携センター）

相続、遺言等円満な承継のために

愛知学院大学　社会連携センター

教授 弁護士　浅賀哲

1　円満な承継－遺言

○　遺言の例

遺言者　愛知太郎は次の通り遺言する。

1、妻　愛知花子（昭和〇年〇月〇日生）には以下の財産を相続させる。

(1) 土地

所在　津島市〇〇

地番　〇番〇

地目　宅地

地積　〇平方メートル

★登記情報を調べて記載をする必要がある

(2) 建物

所在　津島市〇〇

家屋番号　〇番〇

種類　居宅

構造　木造スレート葺 2階建て

床面積　1階　〇平方メートル

2階　〇平方メートル

(3) 預金

①三菱UFJ銀行の遺言者名義の普通預金　口座番号　123456

②ゆうちょ銀行の遺言者名義の定期預金　口座番号　777777

・・・

○　財産目録は、作成しておくのが良い。

2 遺言の種類

- 遺言は、手書きで良いですか？
- 自筆証書遺言は、相続法の改正で一部がワープロで作成をしても良いと改正となつたというのですが、本当ですか？
- 公正証書遺言って何ですか？ 資料 日本公証人連合会 ホームページ

3 遺言を変更することは、できますか

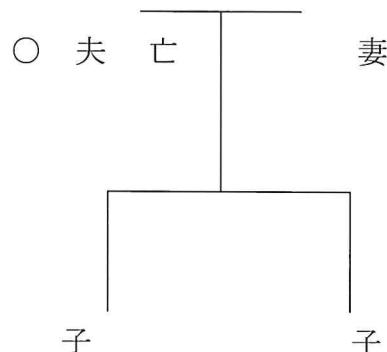
4 遺言の失敗例

5 遺言を打ち破る遺留分って何ですか？この点でもめませんか？

- 遺留分とは
- 遺留分に関する改正

6 遺言がない場合には、遺産分割をする必要があると聞きましたが、これは何ですか？この協議はもめるという話を聞いたのですが、本当ですか？どんな場合がもめますか？それを防ぐ方法はありますか？

7 遺産を取得できる法定相続人は、誰ですか？



8 「法定相続分」という言葉を聞いたことがあるのですが、これは何ですか？

- 法定相続分は、上の例ではどうなりますか？

9 遺産分割協議が成立しないときは、どうするのですか？

10 相続税は、どうするのですか？

- 相続税の申告手続 資料 国税庁ホームページ
- 基礎控除 3000万円に減額
600万円×法定相続人の人数
- 生前より、税理士に相談をするべき

⇒ 税理士に相談をしよう。

11 財産より借金の方が多いときは、どうなりますか？

12 相続法改正の概要は、どのようなものですか？

- 配偶者短期居住権
- 配偶者居住権

○ 自筆証書遺言の方式の緩和

○ 遺留分権の金銭化

○ 相続人以外の者による貢献

資料

1 日本公証人連合会 ホームページ

2 国税庁 ホームページ

以上

コロナ禍と人権

令和4年5月28日
弁護士 長谷川 知正

第1 新型コロナウイルス感染症及びこれに対する措置・政策等について

1 新型コロナウイルス感染症の実態について

詳細は厚生労働省の統計（令和2年5月9日～令和4年5月23日。厚生労働省HP <https://covid19.mhlw.go.jp>）参照。なお、厚生労働省統計は感染者数ではなく陽性者数による点に注意。

- ・累計死者数は3万0329人＝国民総人口1億2563万3000人（令和3年8月確定値）の約0.0002%。なお、PCR検査陽性者が死亡した場合の累計であり、厳密な死因であるかは問われていない。
- ・死者平均年齢は80歳以上。重症患者もほとんどが高齢者であり、子供、若者は死亡例、重症例ほとんどなし。
- ・累積陽性者数は862万3114人＝国民総人口の約0.068%。陽性者の8～9割が無症状か軽傷。
- ・症状等に関し、変異が極めて速く、デルタ株以降、臨床上、風邪との厳密な症状の区別は困難。

2 指定感染症指定に伴う措置

（1）感染症指定の位置付け

新型コロナウイルス感染症を、「人から人に伝染すると認められるが一般に国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症」（感染症の予防及び感染症法の患者

に対する医療に関する法律（以下、感染症法）6条7項3号・4号）として位置づけ。医療費は公費（税金）全額負担とする一方、指定医療機関での医療措置を実施（感染症法37条・38条）。※いわゆる医療ひつ迫は、指定医療機関の病床数が少ないとによる。

（2）疫学調査について

患者（疑似症患者のうち、り患していると疑うに足る正当な理由のある者、無症状病原体保有者も含む（感染症法第8条第2項、3項）に対する疫学調査協力命令及び命令違反者への30万円以下の過料が可能（感染症法第15条第8項）。

（3）入院勧告・措置入院、外出自粛・自宅療養の協力要請等について

重症化のおそれのある者へ対する入院勧告・強制入院（感染症法第26条2項で準用同法第19条第1項、3項、染症法施行規則第23条の6）。それ以外の者に対する外出自粛・宿泊療養・自宅療養の協力要請（感染症法第44条の3）が可能。入院要請に従わない者に対して入院勧告・入院措置ができ（感染症法第26条2項）、拒否者に対して50万円以下の過料あり（感染症法第80条）。

なお、濃厚接触者につき、患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）、目安1m程度、マスクなどの必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者（個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）、適切な感染防護無く患者を診察看護介護、患者の気道分泌液は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者と定義。陽性判明者と最終接触があった日を0日として翌日から7日間（8日目解除）は、外出の自粛（自宅待機）と健康観察についての協力要請が可能。※法的義務ではない点に注意。

（4）就業制限等について

都道府県知事は、患者又は無症状者の届出を受けた場合、本人へ、届出内容を通知し、通知を受けた者は、厚生労働省令で定める期間従事してはならない（感染症法18条1項ないし2項）。

（5）その他厚生労働大臣、都道府県知事の権限

消毒・その他の措置（感染症法26条の3ないし36条）のほか、厚生労働大臣は緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事が法令に違反している場合や事務管理や執行を怠っているときにおける指示ができる（感染症法第63条の2第2項）。なお、都道府県知事の権限として、入院勧告・措置等の総合調整が可能（感染症法第48条の3）。

その他、厚生労働大臣および都道府県知事の医療関係者（民間検査機関も含む）に対する協力要請ができ、正当な理由なく協力しなかった場合、勧告及び勧告に従わない場合における公表が可能（感染症法第16条の2）。

【他の感染症分類との措置内容の比較表】

	医療費の 公費負担	入院勧告 強制入院	就業制限・ 外出制限	無症状者 への適用	濃厚接触者 外出制限等
新型コロナウイルス感染症	○	○	○	○	○
1類（エボラ出血熱・ペスト等）	○	○	○	○	×
2類（結核・SARS等）	○	○	○	×	×
3類（コレラ・赤痢等）	×	×	○	×	×
4類（デング熱・日本脳炎等）	×	×	×	×	×
5類（季節性インフルエンザ等）	×	×	×	×	×

3 緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置について

（1）緊急事態宣言について

- ・新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、2年を超えない期間で可能。国会には事後報告で可能（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条1項）。

※指定につき国會議論は不要、要件は政令で規定する事項のため注意。

- ・緊急事態宣言により、都道府県知事は、まん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要がある

と認めるときに外出自粛要請その他感染防止の協力要請が可能（特措法45条1項。）※裁量が大きい点、要請に従うかは任意である点に注意。

- ・学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設の管理者、当該催物開催者に対し、当該施設の使用制限停止、催物の開催制限・停止等の要請が可能。要請に従わない者へ対しては命令及び命令の公表ができ、命令に従わない者への30万円以下の過料あり（特措法45条項、3項、5項、79条）。※任意の協力要請が基本であり、命令の公表、過料の制裁はあるものの、強制は出来ない点に注意。
- ・その他、緊急事態宣言下において、医療体制の整備等のほか経済社会安定のための特別措置に関する規定あり（特措法47条ないし61条）。また、事業者等に対する財政上の支援について効果的に行うことの規定あり（特措法63条の2）。ここでいう財政上の支援は、いわゆる協力金。損失全額を補償するものではない点に注意。

（2）まん延防止等重点措置について

- ・特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止のため重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認めるときに、6ヶ月を超えない範囲で発令（特措法31条の4）。※緊急事態宣言より範囲、期間が限定されている点に注意。
- ・都道府県知事は、重点区域でのまん延防止のため必要があると認めるとき、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他必要な措置の要請ができる。正当な理由がないのに要請に応じない場合、まん延防止のため特に必要があると認めるときに限り、措置命令及び命令の公表が可能（特措法31条の6・1項、3項、5項）。措置命令違反に対しては、20万円以下の過料あり（特措法80条）
- ・都道府県知事は、住民に対し、要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に

属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の感染の防止に必要な協力を要請することができる（特措法31条の6・2項）。※あくまで協力要請＝任意である点に注意。

4 ワクチン・治療薬に関する政策について

（1）ワクチン及び治療薬について

- ・現在国内で用いられているワクチン（mRNA型（ファイザー・モデルナ）、ベクター（運び屋）ウイルスDNA型（アストラゼネカ社・バキスゼブリア筋注）組み換え蛋白型（ノババックス社・ヌバキソビッド筋注））につき、いずれも特例承認で使用許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の3・1項）。治療薬につき、モルヌピラビル（メルク社）、パキロビッドパック（ファイザー社）も特例承認による。
- ・特例承認は、①疾病のまん延防止等のために緊急の使用が必要、②当該医薬品の使用以外に適切な方法がない、③海外で販売等が認められている、のいずれの要件を満たす医薬品につき、承認申請資料のうち臨床試験以外のものを承認後の提出としても良いとして、特例的な承認をする制度。承認手続を簡略化、治験中の医薬品である前提。※なお、現在、ワクチンの特例承認に関する取消等請求訴訟が東京地方裁判所にて係属中。
- ・mRNA型、ベクターウィルス型はいずれも、抗原となるスパイク蛋白を体内で産生し抗体を増加させる仕組みであり、ワクチンとしては人類初の試み。組み換え蛋白は抗原を蛋白で構成し、免疫補助剤で効果増強する仕組み。いずれも武漢型新型コロナウイルス遺伝子データを元に作成されたもの。ワクチン、治療薬の効果の有無、中長期含むリスク含め現在も治験中。

※厚生労働省統計によるワクチン接種後副反応報告、死亡事例報告総数合計1691件。ほぼすべての事例で死亡とワクチン接種の因果関係評価不能とされ、死亡認定事例なし。<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000938358.pdf>参照）。

(2) ワクチン接種に関する政策について

- ・ワクチン接種につき、5歳から11歳を除き努力義務（予防接種法9条）。政府は接種を推奨しているが、努力義務には法的効力なし。あくまで任意の協力を求めるものであり、強制ではない点に注意。
- ・ワクチン接種者につき、施設利用上の優遇措置（ワクチン・検査パッケージ）等の実施あり。また、3回目接種を促すためのワクワクキャンペーン（仮）も検討中。その他ワクチン接種証明による、移動その他における手続の簡略化に資するための仕組みを一部導入するも、現在は事実上中止状態。
※いずれも任意のものであり、強制ではない点に注意。あくまで優遇措置という位置づけであるが、これに伴う事実上の不利益扱い、差別の助長の恐れがある点に留意が必要。
- ・なお、諸外国（例えば、イスラエル、イタリア、オーストラリア、フランス、カナダその他）、ワクチン接種証明がないと外出、移動、就業等が出来なくなるという法規制がなされていたが、近時にいずれも取りやめ。

第2 コロナ下における人権問題の検討するにあたっての基本理解

1 人権とは何か

- ・人権は人が生まれながら有する権利。多数決原理によても侵害してはならないもの。国家、憲法以前より人権は存在し、固有性、不可侵性、普遍性あり。
- ・人権を保障するため主権者たる国民により国家を形成。憲法を制定し人権保障を謳うとともに、国家権力を立法・行政・司法に分立させ均衡抑制させ（三権分立）人権保障を具体的に確立。憲法違反の国の行為はすべて無効として国家権力からの人権侵害を防止する構造。

→人権保障についての憲法規定は、は国・地方公共団体等と国民との間で適用。憲法は、民法、刑法その他一般法規の頂点であり、私人間では、これら法解釈適用の際に憲法趣旨を考慮して憲法を間接適用。

2 人権問題が生じた場合における検討方法

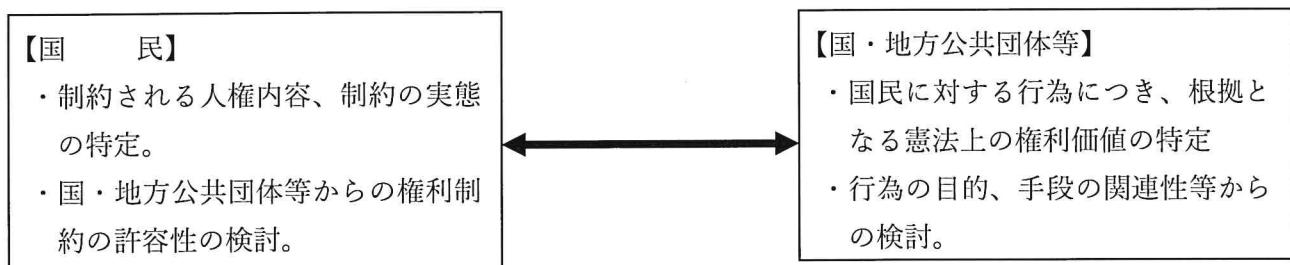
- ・人権は、絶対無制約ではなく、人権相互の矛盾衝突を調整するための実質的衡平の原理=公共の福祉により調整。

※具体的な憲法上の権利利益の対立が前提。常識、慣習、多数者の意向、政府方針というだけでは人権制約は許容されない。憲法上の権利価値の対立による調整を要する場面であることが前提。

- ・人権問題が生じた場合における検討順序は以下のとおり。なお、人間の場合も検討視点は同じ。ただし、憲法は間接適用される点に注意。

- ① 国・国家(私的団体等)がいかなる目的でどのような行為をしたかを特定。
- ② ①により、誰の、どのような人権がどのように制約されたかを特定。
- ③ ①につき②の権利制約の目的(憲法上の権利保護の根拠、必要性等)及び目的達成手段との関係(目的達成の効果及び代替手段の有無等)含め、権利制約の許容性の有無について総合考慮し検討。
- ④ ③の検討を踏まえ、人権制約の可否について判断。

【人権問題の検討図式】



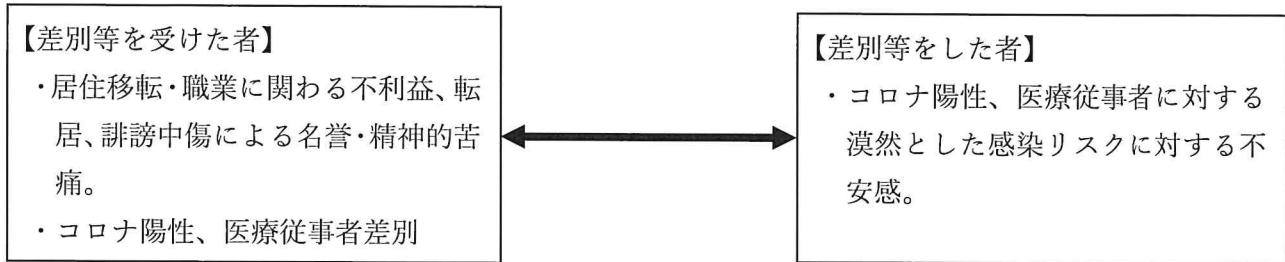
第3 コロナ禍における措置・政策等による人権問題について

1 コロナ差別等について

- ・新型コロナウイルス陽性とされたことや、指定医療機関医療従事者につき、感染症拡大要因として様々な社会的不利益、差別の問題が発生。これによる心身の苦痛により転居や、勤務先からの退職を余儀なくされた者あり。

→居住移転（憲法22条1項）、名誉権（憲法13条）、職業選択（憲法22条1項）及びこれにかかる差別（憲法14条1項）の問題。ただし、私人間のため、憲法は間接適用され、民事賠償請求（民法709条）等の解釈にて考慮。

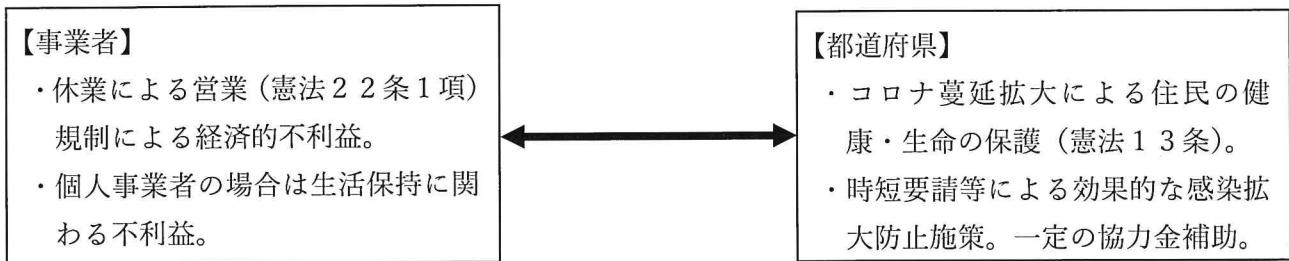
- ・差別その他不利益扱いについて、漠然とした不安感のみ。これに対する差別等を受けた者の不利益は大きく、正当化根拠、許容性なし。



2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等における事業者に対する休業要請等

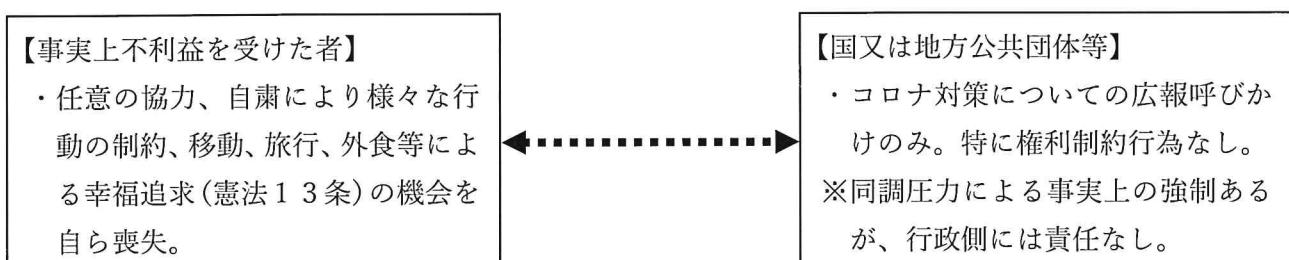
- ・営業の自由（憲法22条1項）の制約に対し、コロナウイルス感染拡大防止という、国民の健康・生命に関わる事項（憲法13条）の保護利益の対立あり。
- ・規制根拠として、新型コロナウイルス感染症による被害の程度（生命・健康に対する問題がどの程度のものか）、休業要請等その他の方策が感染拡大防止に寄与しているという科学的根拠に加え、休業要請等による事業者の不利益の観点からの許容性の検討が必要。
- ・グローバルダイニング社の訴訟（東京地裁令和4年5月16日判決）につき、時短要請に応じなかった同社26店舗に8時までの営業時短命令違反への過料制裁につき違法・違憲性が争われた事案。判決は、特措法が命令の発出を限定していることを踏まえ、都内では2000店余りが夜間営業していたこと、新規感染者数が減少して宣言も3日後に解除される状況だったこと、換気等の感染防止対策を調査せず都が命令を出したことなどを理由に、特措法45条3項に反し命令は違法と判断。なお、特措法自体及び命令の営業の自由（憲法22条1項）侵害のほか、狙い撃ち命令による不平等扱い及びこれにかかる言論弾圧（憲法1

4条1項・21条1項)の主張はいずれも合憲と判断。また、東京都が命令に際して専門家に見解を求めていたことなどを踏まえ、東京都に過失はないとして請求棄却。現在控訴され、今後、東京高等裁判所にて審理。



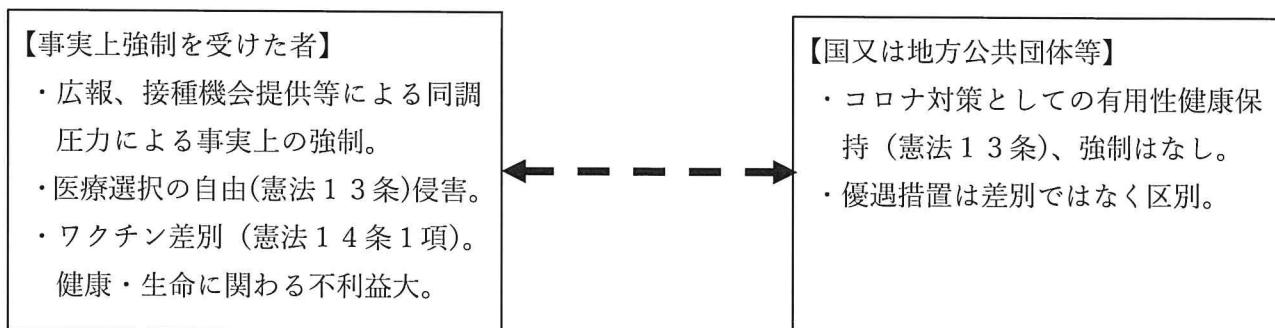
3 外出自粛要請その他感染防止対策への協力要請について

- 緊急事態宣言等下のみならず、現状においても外出、遠出の自粛要請あり。もっとも、緊急事態宣言等においても任意の協力であり、強制は一切なし。
 - 感染防止対策につき、あくまで任意協力。例えば、マスク着用による熱中症発症等その他健康被害が生じた場合であっても、行政側には特段の責任はなし。
- 国・地方公共団体等の直接的な権利制約行為はない。広報の効果により、国民間の同調圧力による事実上の規制効果が発生しているものの、任意協力との位置付けのため、その是非はさておき、人権侵害の問題とはならない。もっとも、私人間において、強制的にこれらの対策を義務化したような場合には権利侵害の問題が発生しうる点に注意。



4 ワクチン接種の事実上の強制及びこれに伴う差別・不利益について

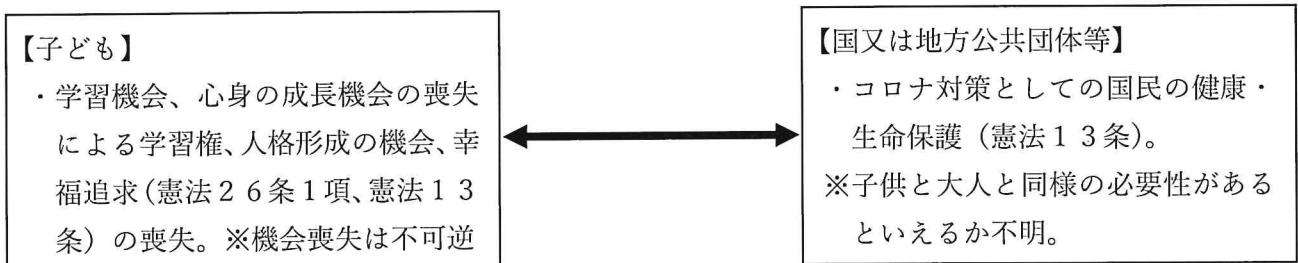
- ・医療の選択は生命・健康に関わる人格的権利（憲法 13条）。特に最先端医療、治験においては高度の説明義務があり、通常は医師が直接の説明を実施。
- ・法律による強制場合は違憲のため努力義務。もっとも、政府広報や、職域接種、集団接種等の仕組における強制性の契機がある点に注意。
- ・医療従事者、警察官・自衛官等のソーシャルワーカーや、接客業等の業種によつては勤務、雇用継続について事実上の強制圧力あり、法的義務のないことを強要したり差別的取り扱いを受けた場合は違憲の問題が発生。なお、私人間においての事実上の強制の場合に民事賠償（民法709条）の対象となる点に注意。
- ・ワクチン接種による優遇措置は、それ自体は不利益扱いではないものの、差別（憲法14条1項）の助長のおそれ及び事実上の不利益発生のおそれもあり。
- ・なお、ワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合、予防接種法15条以下に補償の規定があるが、因果関係の立証を要する上、現時点では因果関係評価不能として一例も死亡認定されていない点に注意。※今後、薬害訴訟へ発展の可能性あり。



5 子どもの権利に関する問題について

- ・コロナ下において、緊急事態宣言等や濃厚接触者判定による学校登校不可による勉強や友達との交流の喪失、運動会、課外活動、スポーツ大会その他のイベント中止による学習機会、人格形成機会を喪失。特に小さな子供につき、給食の黙食、友達と遊ぶことの制限やマスク着用等による他者の表情、感情、コミュニケーション能力の学習の機会の喪失。※大人とは比較にならない影響あり。
→子供の教育を受ける権利における学習権（憲法26条1項）、幸福追求にかかる

人格権（憲法13条）の侵害あり。他方、子供につき、新型コロナウイルス感染症の影響は統計上ほぼなし。規制根拠についての疑義あり。



5 その他言論等に関する問題について

・感染防止対策としてのマスク着用、三密回避、緊急事態宣言等のない状況における移動・外出自粛その他の呼びかけ実施、ワクチン接種協力広報に関する施策の是非に関わる言論に関し、政府見解と異なる一部の言論を「デマ・陰謀論」として政府が広報。一般報道機関はこれに追従し、インターネット、SNS、動画サイト等のプラットフォーマーによる政府見解に反する表現規制あり。

※事実上の表現規制として機能するが、現在は確立した法的整理の見解はなし。ただし、コロナ禍における全体主義傾向における問題は生じうる点には注意。

第4 おわりに

契約の世界（1） 売買契約トラブル

1 「契約」をする、「契約」ができる、という意味

- ・誰と、どのような内容で、契約をするかしないかを、自己決定できる→契約自由の原則
- ・本来、対等・平等な当事者間で合意→自由な意思による決定であれば義務を負う

[典型的な売買契約]

義務	目的物	権利
売主	売買契約	買主
権利	代金支払	義務

仮に、売主の義務が履行できないことを根拠に損害賠償請求

→債務不履行責任（415条） 立証責任 債権者

流通に置かれた商品と製造者が異なる場合に生じた損害賠償（709条）

→不法行為責任（709条） 立証責任 債務者

買主が証明できる？？

- ・「消費者」概念による消費者の権利の保護

大企業と一般消費者=交渉力・情報力に格差 自己決定自己責任の原則？

消費者問題と背景

- ・消費社会の進展、資本の集積・集中、技術の進歩、大量取引社会⇒未経験の高度かつ広範な危険に消費者はさらされる
- ・必要な情報は事業者側に、入手も困難、対等・平等性の維持困難⇒不平等の拡大
- ・対等平等性の回復・確保⇒立法・行政・司法による介入性

↓

一般法では合理的解決ができないとして、買主を「消費者」とし、
対等・平等を前提とした一般法ではなく特別法により解決

消費者取引とは

- ・消費者と事業者との間の情報の質及び量、ならびに交渉力に格差がある取引。
⇒本来、民法の「契約」は、対等・平等な当事者が自由に交渉し、互いに譲歩しながら

ら納得して契約することを前提にしているため、格差のある当事者による契約の妥当な解決に十分対応できない

⇒民法の特別法により消費者を保護する仕組み・・・消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法等

特別法の例

消費者契約法	不当勧誘による契約の取消し、事業者一方に有利な条項無効等
特定商取引法	訪問販売、通販、キャッチセールス、英会話、エステ等クーリングオフ
製造物責任法等	製造物による損害が生じた場合の責任について規定

2 事例問題

《事例問題 1》

Aは、親の同意を得て自由予約可能な英会話のレッスンを受けたいと考え、英会話教室Bとの間で入会手続きを行い、100回分のレッスンが受けられるコース（47万円）を購入した。しかし、3回ほど通ったが、面白くないので退会して返金を求めたい。そのようなことは可能か。

*未成年（2021年4月1日より、18歳未満）、親の同意（5条2項）があれば当然には契約を取り消すことはできない

民法4条 年齢18歳をもって、成年とする。

民法5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

（制限行為能力者の詐術）

第21条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

2-1 考える視点

- ①英会話レッスンを100回受けることができる契約とはどのような契約なのか
- ②100回のうち、3回利用してしまったが一方的に中途解約できるのか

- ③できるとすればどのような仕組みなのか
- ④できない場合はあるのか（民法 21 条）

2－2 考える道筋

- ① 英会話受講契約とは・・・英会話の教育サービスの提供を内容
民法では準委任契約（656条・委任契約（643条）を準用)
100回で47万円⇒有償（特約）、前払い（特約）

民法 643条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

民法 648条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の中途で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

民法 656条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

*法律行為 私法上の権利の発生・変更・消滅等の法律効果を発生させる行為

- ②中途解約は可能か⇒義務の不履行があるか

契約が有効に成立した後は、一方的な解除は原則認められない。ただし、相手方の義務の不履行等があれば可能。

英会話教室側に善良なる管理者の注意義務（644条）⇒レベルに応じたサービスの提供の有無、面白くないだけでは義務違反とは言えない可能性が高い

民法 644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う

*善良な管理者の注意 受任者と同じ職業（英会話講師）の平均的な人が合理的に尽くすであろう義務が標準

- ③ 民法や特定商取引法に基づいた退会の可能性

その1 民法 651条 任意解除の道

民法 651条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

民法 652条が準用する 620条

その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方

に過失があったときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。

すでに利用した3回分を差し引いた分のみ返金可能 ただし、損害賠償の責任あり

④ 未成年者の詐術

未成年者取消しは、未成年者を強く保護することが目的の制度

→制度を悪用するような未成年者まで保護しない

たとえば、自分を行行為能力者（成年）と信じさせため詐術を用いた場合等

詐術とは、「自分を行行為能力者（成年）だと誤信させる必要があります。詐術をめぐる裁判例には、未成年者であることを黙秘していただけでは詐術にはあたらない、とされたものがあるが、立ち居振る舞い等からあたかも成年であるかのようにみせ、相手の誤信を強めさせた場合も詐術にあたるとされている。「年齢詐称」の場合は、黙秘よりも積極的に相手方の誤信を強めていますので、詐術に当たる可能性あり。ただ、相手方には、「おかしいな子供っぽいぞ」と思っていたにもかかわらず免許証等年齢等を確認する等の対応が簡単にとれるのにそれをぜず漫然と未成年の言葉のみで騙されておこうと判断していた場合には、大人側にも誤信を強めたことに対し過失がありそうなので、総合的に判断し、取消しが認められる可能性もあり

その2 債務不履行解除（民法541条）、損害賠償請求の道

民法415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなったときも、同様とする

民法541条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

「面白くない」だけでは、義務の不履行があったと言えないため、この解除は難しい

その3 特定商取引法に基づく解除

期間が2カ月を超えるかつ金額が5万円を超える場合には、「特定継続的役務提供契約」に該当し（特定商取引法41条1項1号）、クーリング・オフ（同法48条）、その期間経過後の中途解約（同法49条）の可能性あり（強行規定）。

期間の算定には、「書面の交付」を受けたことが重要⇒サービス内容の説明を受けていることの証。仮に書面の交付を受けていなければ、特定商取引法による契約の一方的解除（クーリング・オフ）により、契約当初に遡って契約を解消可能。全額返金可能。損害賠償請求も不可。 解約手数料にも制限あり

《資料》



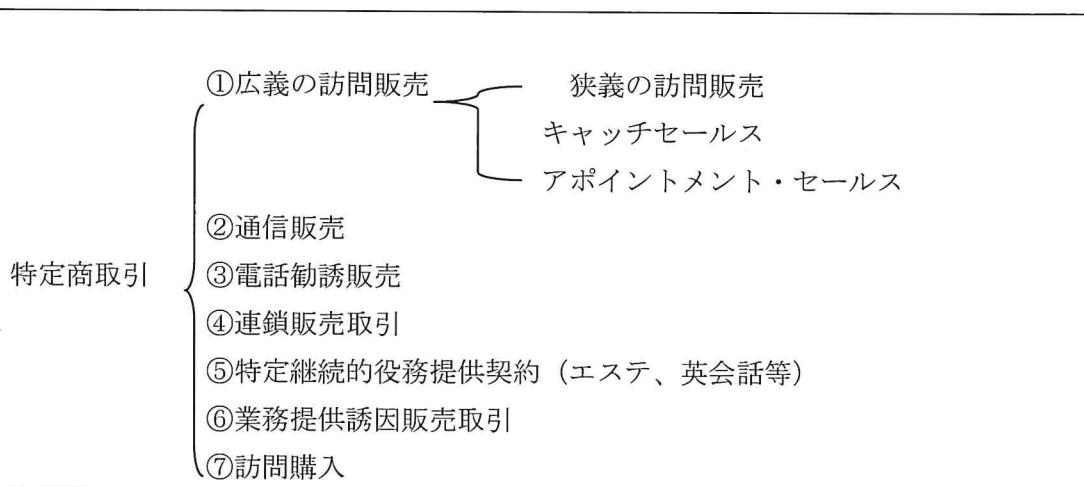
特定商取引法に基づく解除

例えば、エステや語学等、継続的な利用を前提とする契約の場合は、期間が2カ月を超えかつ金額が5万円を超える場合には、「特定継続的役務提供契約」に該当し（特定商取引法41条1項1号）、クーリング・オフ（同法48条）、その期間経過後の中途解約（同法49条）の可能性あり（強行規定）。

期間の算定には、「書面の交付」を受けたことが重要⇒サービス内容の説明を受けていることの証。仮に書面の交付を受けていなければ、特定商取引法による契約の一方的解除（クーリング・オフ）により、契約当初に遡って契約を解消可能。全額返金可能。損害賠償請求も不可。解約手数料にも制限あり

《資料》

特定商取引対象



クーリング・オフ期限

取引種類	クーリング・オフ期間
訪問販売	8日
電話勧誘販売	8日
連鎖販売取引	20日
特定継続的役務提供	8日
業務提供誘因販売	20日
訪問購入	8日

★ 書面交付から起算

★ 通販の場合、クーリング・オフ類似の制度（実質的に返品を可能にする）

同法第十五条の三 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告

をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする（同条の三2項）。

中途解約の損害賠償の上限

	サービス提供開始前	開始後
エステ	2万円	2万円または契約残額の1割相当額のいずれか低い額
語学教室	1万5千円	5万円または契約残額の2割相当額のいずれか低い額
家庭教師派遣	2万円	5万円または契約残額の1カ月分相当額のいずれか低い額
学修塾	1万1千円	2万円または契約残額の1カ月分相当額のいずれか低い額
パソコン教室	1万5千円	5万円または契約残額の2割相当額のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	2万円または契約残額の2割相当額のいずれか低い額

3 インターネット通販の問題を考えてみよう

Aはインターネット上でスニーカー専門店のB社のサイトで赤色のスニーカーを見つけ、価格も1万円と手ごろであったため、親からもらったおこづかいの範囲であったので25センチのサイズのものを一足注文した。

① 注文後一週間以内にご自宅へお届け、との記載があったので待っていたが一週間たっても返事のメールもこないし、さらに一週間たってもスニーカーは届かなかった。Aはどのような主張が可能か

② 赤のスニーカーでなく、茶のスニーカーが届いた場合にはどのような主張が可能か

③ 23センチのサイズのものが届いた場合はどのような主張が可能か

- | | | |
|-----------------------|---------|------|
| ①インターネット上の契約 Aが申込みメール | Bが承諾メール | 契約成立 |
| 通常 | ○ | ○ |
| 問題 | ○ | × |
- ②契約内容に応じた義務をB社が履行していない
- ③Aの入力ミス、B社が申込みの確認をしている場合 Aに責任あり
 Aは正しく入力 B社のミス ②と同じ

(意思表示の効力発生時期等)

- 第 97 条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
 - 3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(売買)

- 第 555 条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことによつて、その効力を生ずる。

最近の過重労働問題並びにパワハラ問題について ～特にコロナ禍における労働の在り方について～

弁護士 國 田 武二郎

第1 はじめに・・・コロナ禍

1 2020年2月に発生した新型コロナウイルス感染症は、日本においても多大な影響を及ぼし、本年になってもいまだ収束が見えず、引き続き先の見えない状況が続いている。特に、緊急事態宣言が発令され、外出自粛の要請により、多くの企業は、事業活動の停止、リモートワークへの対応、またいわゆるエッセンシャルワーカー（人が社会生活をする上で必要不可欠なライフラインを維持する仕事の従事者※1）の労働環境の整備等の対応に迫られています。

こうした感染症の拡大によっても、従業員の生命・身体の安全を確保しながら、事業の継続を可能にしておくことは、企業の持続的な存続にとって、もはや不可欠な状況となっています。

※1…医師・福祉、農業、小売・販売、通信、公共機関などの仕事に従事している人達。このような人達に対し、感謝と尊敬の念を込めた呼称として使われている。

※ 2020年、国内の自殺者が前年より多い2万1081人で全国の自殺者数が11年ぶりに増加。このうち男性は1万4055人で、前年より23人（0・2%）減った。しかし、女性は、前年より935人（15・4%）増え、7026人である。コロナ禍の女性の影響をみると、「被雇用者・勤め人」で381人増（原因・動機では勤務問題、①職場の人間関係、②職場環境の変化）、次いで「学生・生徒」は140人増（資料1-1、資料1-2）。新型コロナ感染者拡大による労働環境の変化が、自殺者の増加につながる要因の一つ。

産業医は、悩みを抱えている労働者の相談相手にもなるいわゆる「ゲートキーパー」としての役割もあるのではないか。

※ コロナ禍で非正規雇用で働く人の雇い止めやシフト減。働く人の53・7%は、非正規雇用で、経済状況の悪化→自殺者の増加につながる

要因。自殺者数は女性が増加。「雇用の調整弁」と呼ばれる非正規労働者は女性の割合が大きい。さらに、家庭内の暴力でも女性は被害者になりやすい。コロナ禍が強いた育児や介護の負担も女性に偏る（資料1－2）。

※ DV相談急増で過去最多の19万件。新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅時間の増加や社会的ストレスが要因（資料2）。

※ コロナ禍で2020年度の小中学校生不登校：19万6127人で過去最多。

また、**自殺した小中高生は415人**、調査を始めた1974年以後最多で、小学生7人、中学生103人、高校生305人（女子高校生131人）。コロナ禍で、貧困や虐待など家庭環境が脆弱な子や、精神疾患や発達に偏りがある子などが、精神的に不安定な状態になっている（資料3－1、資料3－2）。

※ 2020年の労働災害（労災で4日以上休業したり死亡した人）の死傷者総数は19年（01年の13万3598人）ぶりに13万人を超え、**13万1156人**。新型コロナウイルス感染の労災死傷者が**6041人**も出た影響が大きい（資料4－1）。

※ 業種別では、医療機関などの医療保健業と社会福祉施設の従事者が**4561人**で約8割を占める（資料4－1）。介護施設の疲労極限（資料4－2）。介護施設は、本来生活の場所であって、感染防止の場所ではない。

県保健所で残業「過労死ライン超え」（資料4－3）。過労死ラインとされる月100時間を超えた職員が延べ23人。最長月191時間。週80時間労働運輸・医療職で増（資料4－4）。医師の働き方改革案：残業上限年1860時間、この場合、産業医の面談や連続勤務28時間までとする健康確保措置を義務付ける（資料4－5）

※ キャリアと呼ばれる国家公務員総合職の採用試験への申込者減少。いわゆる「霞が関離れ」で長時間労働がその一因。20代の総合職。過労死ラインとされる月80時間を超える職員が3割以上（資料5－1）。コロナ禍過重な長時間勤務（資料5－2）月平均の残業時間月69時間から122時間。最も長く残業した人は1月に約378時間。

※省庁の残業代18%増 環境省47%増、厚労省34%増(資料5-3)

2 この新型コロナウイルス感染症の問題は、働き方改革会議の時には、意識されていませんでしたが、働き方改革をある面加速させていくのではないかと思いますが、それと同時に新たな課題を生み出しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、全体の求人は減っていますが、エッセンシャルワーカーに対する需要は増加。特に、介護・看護に関する求人が大きく増加しており、昨年と比べると60%以上の増加になっています。

第2 過労自殺半数 発症から6日以内 (資料6)

- 1 業務のストレスによる精神疾患で労災認定された過労自殺は、497件(2012年から17年)。このうち約半数の235人が、うつ病などの発症から6日以内に亡くなっている。発症に影響したと思われる出来事は、恒常的な長時間労働が最多である(201人)。仕事内容・仕事量の大きな変化(177人)、2週間以上にわたる連続勤務も多い(109人)。
- 2 発症につながる大変な出来事が起きてからは間に合わない。日頃からストレスチェックや相談体制を整えておくことが大事である。

第3 労災基準の改定 (資料7-1、資料7-2、資料7-3)

- 1 仕事により脳出血や心筋梗塞など脳や心臓の病を患った人に対する労災保険の認定基準が、20年ぶりに見直される。
- 2 従来の認定基準は、残業が①「発症前1か月に100時間超え」、②「発症前2~6か月間平均で月80時間超」のいずれかに該当し、業務と発症との関係が強いと判断された場合と規定されていた。
しかし、この認定基準を超えているかどうかを機械的に判断しているという批判があり、申請事態を諦めてしまう場合もあった。
- 3 新しい認定基準は、過労死ラインに近ければ、①休日のない連続勤務、②終業から次の始業までの休息時間が11時間未満と短い勤務、③身体的・心理的な負荷など労働時間以外の要因、を含めて総合的に判断する。この見直しで救済される人も増加すると予想される。

国際労働時間(ILO)は、2020年5月に、残業が月65時間以上に

なると心疾患や脳卒中のリスクが高まるとの研究結果を公表している。

また、過労死した遺族らも労災認定のハードルが高いとして過労死ラインを「月65時間」に引き下げるよう求めている。

- 4 労災保険は仕事で怪我をしたり病気になった際の治療費や生活費だけではなく、障害が残った本人や本人死亡の際は遺族に年金が支給されるなど、働く人と家族を支える重要な制度である。その意味で、見直しは欠かせない。

※ 資料30-1、資料30-2、資料30-3、資料30-4

第4 テレワークの問題点について

- 1 テレワークとは、従業員がパソコンなどの情報通信技術を利用して行う事業場外勤務をいいます。形態としては、社員が自宅で業務を行う「在宅勤務」、メインのオフィス以外に設けられたオフィスを利用する「サテライトオフィス」、PCや携帯電話などを活用して喫茶店などで臨機応変に選択した場所で業務を行う「モバイル勤務」があります。
- 2 テレワークは、働き方改革実行計画において「柔軟な働き方がしやすい環境整備」の項目の中に、「副業・兼業」と並んで位置付けられ、柔軟な働き方に関する検討会で労働時間の管理などについて整理がされました。

テレワークの導入・推進のポイント（資料8）

- ① 導入時には労使で十分話し合い、労働時間の管理方法や費用負担などのルールを定める。
- ② 正規・非正規といった雇用形態の違いだけで対象者を分けず、本人の希望も考慮。
- ③ オフィス出勤者に業務が偏らないように留意。出勤者を高く評価することは不適切。
- ④ 不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁電子化など業務見直しに取り組む。
- ⑤ 長時間労働の対策が必要で、メール送付の制限やシステムへのアクセス制限などの方法も選択肢。

- 3 政府は、新型コロナウイルス感染症の基本対処方針で出勤者数の7割削

減を掲げ、テレワークをその柱にしていますが、21年4月調査では、働く人の実施率は19・2%にとどまっています（資料9）。因みに、国家公務員のテレワーク実施率は、霞が関の中央省庁では、63・6%、地方では37・1%（資料10）。

4 政府は、企業や団体にテレワークの実施状況を公表させ始めているようですが、消費者向けの窓口や生産現場といったテレワークの実施が難しい職場もあり、また、企業や団体側には情報開示への抵抗感もあるようです（資料9）。

5 政府は、地方創生の政策の一つとして、いまの企業に勤めたままテレワークを活用して地方に移住する「転職なき移住」の推進も図るようです（資料11）。

6 テレワークのメリット

① 人材獲得・定着を促す効果

少子高齢化が進行し、また共働き家庭が増加する中で、スキルと働く意欲を持ちながら家事・育児や介護を理由として、仕事に就くことを断念することや離職を余儀なくされる人が今後一層増加します。テレワークは、家事・育児や介護との両立を図り易く、こうした状況下にある人の採用や離職の防止を図ることができます。特に、最近の若年層は必ずしもオフィスで週5日間勤務することを望まず、定期的にテレワークをすることを希望する者も多く、若年層の人材獲得や定着につながります。

※ 令和3年6月3日、父親が育児のために休みを取得しやすくなる改正育児・介護休業法が成立（資料12-1）。ポイントは、①子供が生まれて8週間以内に夫が計4週間分の休みが取れる「出生時育児休業」（男性版産休）を新設。②企業に対し、子供が生まれる従業員一人一人に育休取得を働き掛けるように義務付ける。現在の努力義務から法的義務となり、従わない企業に対し、労働局の指導や勧告があり、悪質な場合は、国が社名を公表する。育休を理由に解雇や左遷するのは禁止。③育休の分割。これまで、原則1回しか取れない通常の育休を、夫婦それぞれが2回まで分割取得が可能になる。夫婦で交互に数か月休みを取って育児を交替したり、妻の復職時に夫が育休を再取得してサポートしたりと活

用の幅は広い（資料 12－2）。

※ 顧問助産師の活用（資料 13）。働く人の出産や育児の相談に乗り、仕事との両立を助ける顧問助産師を取り入れる企業が増えている。社員が健康で、長く働くことは会社にとっても重要であるという点から顧問助産師の導入は今後、意義があることである。

② 生活のゆとりの効果

通勤による精神的・肉体的な疲労や苦痛から解放されるだけでなく、時間的にも解放されることで、空いた時間を休息や家族との時間に充てたり、学びの時間に充てることもできる。

③ 生産性の向上

オフィスでの会話や電話などから解放され、集中できることから生産性が向上する。

7 テレワークのデメリット

① 長時間労働を招きやすい

メール等での連絡ベースで業務を行われることから出社帰宅という仕事の区切りがなく、長時間労働を招きやすい。

※ 隠れ残業の問題：テレワークで時間外や休日労働の問題が生ずる（資料 14）

② OJTによる教育訓練を実施しにくい

日本では、「OJT」による教育訓練が中心です。すなわち、企業が従業員の能力開発の為に行う教育研修の手法の一つであり、先輩社員が実務を通じて業務を教えるあるいは実務を通じて学ぶ訓練のことを意味し、英語の「ON the JOB Training」の略語で「職場内訓練」と訳されている。たとえば、新入社員研修の場合、新入社員一人一人がOJTを通してさまざまな職務を体験することによって、平均的に質の高い人材を育成し、社内のコミュニケーションを高める効果も期待できるとされている。しかし、テレワークでは、こうした教育が実施困難となる。

③ メンタル不調化

テレワークの結果、コミュニケーションの機会が減少し、創造的なア

イデアの減少や孤独感によるメンタル不調がある。

※ テレワークで監視されている不安（資料 15）。

働きぶりを詳細に把握できるソフトを社員のパソコンに導入。使ったワードやエクセル等のファイル名、電子メールの件名、サイトの閲覧履歴、ソフトを使っての監視は、社内で上司が部下の隣につきっきりで作業を見張るのと同じ。**労働時間の管理と監視の間の線引きをどうするか。**

社員の意識：仕事をさぼっているのではないかと思われないか不安。

上司の意識：仕事をさぼっているのではないかと思うことがある。

社員の意識：非対面は相手の気持ちが察しにくい。

上司の意識：非対面は相手の気持ちが察しにくい。

社員の意識：新しい仕事に挑戦させてもらえるか不安。

上司の意識：業務の進み具合が分かりにくく不安。

※ 雜談の効用（資料 16）

無駄な時間のように思えるが、お互いの理解を深めたり、仕事へのヒントが得られるなど働き手や企業にとって重要な役割

8 テレワークの中の長時間労働の是正

ア テレワーク勤務中、それが自宅であっても、使用者の指揮命令下で労働に従事している以上、労働時間であり労働基準法上の労働時間規制の適用がある。このため、従業員の労働時間の把握・管理が必要となります。従来のタイムカードや現認という方法はテレワークでは取り得ないので、例えば、PCの使用時間の記録など客観的な記録、自己申告による労働時間の把握など。

イ 中抜け時間の対応

テレワークを在宅勤務の形で行う場合、育児・家事の場合業務から離れる「中抜け時間」が生じやすい。この場合の対応をどうするか。

- ① 休憩時間として扱う。その開始時間と終了時間を報告させ、休憩時間としてこの時間は、使用者が業務を指示しないこととし、労働から解放させることが必要。
- ② 始業時間の繰上げ又は終業時の繰下げ
就業規則の必要的記載事項なので規則の変更が必要

③ 時間単位の年次有給休暇として扱う。

ウ フレックスタイム制度の活用

フレックスタイム制とは、一定期間、始業・終業時刻の決定を労働者の選択に委ねることで生活と仕事との調和を図りながら効率的に働くことのできる制度であり、テレワークにおいても有効に活用できる。例えば、従業員の都合に合わせて、始業や終業の時刻を調整することや、オフィス勤務の日は労働時間を長くし、在宅勤務の場合は労働時間を短くすることで家庭生活に充てる時間を短くするといった運用が可能となる。ただし、フレックスタイム制は、あくまで始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねる制度であるため、使用者は各労働者の労働時間の把握を適切に行わなければならない。

エ 事業場外みなし労働時間制度の活用

この制度は、従業員の労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難なときに、あらかじめ定めて置いた労働時間を労働したものとみなす制度（労基38条の2）。もっとも、i 情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと。ii 随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと、この2つの要件を満たすことが必要です。

第5 勤務間インターバル

過労死対策の切り札。導入企業の割合は2020年1月時点で4・2%、目標の10%に届いていない（資料17-1）。24時間体制で稼働する病院で導入している事例もある。工夫次第ではできる。「**自分の健康を守ることは、患者への丁寧なケアにつながる**」という言葉は重要。

導入企業の平均インターバル時間は10時間46分。他方、導入予定もなく検討もしていない企業が全体の78・3%（資料17-2）。

第6 ハラスメント問題

1 相変わらずパワハラ問題は後を絶たない

- ① 厚生労働省元職員公務災害認定（資料 18-1、資料 18-2）
 - ② 県立高校の校長からのパワハラ（資料 19）
 - ③ トヨタ自動車、パワハラ自殺（資料 20-1、資料 20-2、資料 20-3）
- ※ トヨタの男性社員が2010年うつ病で自殺したのは、過重労働と上司のパワハラが原因として、妻が国に労災認定を求めた訴訟で、名古屋高裁はパワハラと発病の因果関係を認める逆転判決を言い渡した。パワハラに関する国の新基準が適用。一審は「人格を否定する言動ではない」として訴えを退けたが、高裁判決は、同じ事実への評価を180度変え、パワハラと認定した。改正評価表では、パワハラの項目が新設され、「必要以上に長時間の厳しい叱責」や「他の労働者の面前での大声かつ威圧的な叱責」など、社会的通念で許される範囲を超える精神的攻撃」などについては、心理的負荷が「強」としている。高裁判決は、この評価表に沿って、男性が三つの事業を担当するプレッシャーと上司の叱責によって「精神的障害を発病させるほど強い精神的負荷を受けた」と認定した。
- ④ ワクチン打たないとクビ（資料 21）
 - ⑤ 検事自殺（資料 22）
 - ⑥ 三菱電機社員労災認定（資料 23-1、資料 23-2、資料 23-3）
- 2 労災原因（パワハラ最多）（資料 24-1、資料 24-2）
- 3 ハラスメント禁止条約発効・批准へ日本動き鈍く（資料 25）

第7 長時間労働

1 事例

- i 東芝 SE 過労自殺（資料 26）
- ii ソニー駐在員過労死労災認定（資料 27）
- iii 遺族の声（資料 28）

2 最近の動き

選択的週休3日制（資料 29）

第8 法の目的

働き方改革を考える上で、下記の法律の目的を知る必要がある。

1 労働基準法 1 条

1 項 「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」

2 項 「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由にして労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」

2 労働契約法 5 条

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」等と規定し、精神状態、つまり労働者の精神的な健康が損なわれないように配慮することも求められている。

3 労働安全衛生法第 1 条

「この法律は、・・・労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。」

第 9 安全配慮義務について

1 雇用者は、労働者に対し報酬支払い義務のほかに、安全配慮義務を負うとされているが、それは、どういう義務か。

労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を雇用者が負っているということである（最判昭和 59・4・10）。そして、この義務は雇用契約に伴う付随的義務であるともされている。

※ 民法 623 条「雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる」

2 健康配慮義務とは、どういう義務か。

安全配慮義務のうち、特に、健康面に着目した義務である。裁判例では「事業者が労働者に対してその従事すべき業務を定めて従事させていくに際して、その業務の量と質を適正に把握して管理し、当該業務の遂

行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して労働者的心身の健康を損なうことがないように注意する義務」とされている。

3 ほかに法律は労働者の保護について、どのような規定をしているか。

ア 労働安全衛生法 3 条は「労働災害の防止のための最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない」と規定している。

イ 同法 65 条の 3 は「事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない」と規定しているが、この規定から判例は、使用者は、「労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務」を負うと判示している。

ウ 事業主は、過労死等を防止するために、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法等の法令を遵守することが重要である。

4 安全配慮義務に反すると企業はどうなるか。その法的構成はどうか。

ア 損害賠償責任を問われる（休業損害、慰謝料など）

（1）債務不履行責任（民法 415 条）

従業員との労働契約に基づいて企業が行うべき「健康配慮義務」という債務が十分履行されなかつたこと（企業の契約違反）に対する責任をいう。

（2）不法行為責任

事業者が、故意または過失により、従業員の法的利益を侵害し、損害を与えたということで、民法 709 条、あるいは 715 条（使用者責任）の責任を問われる。

この責任は、契約関係の存在を前提にしないので、産業医や保健スタッフも問われることがある。

（3）債務不履行と不法行為の差異

立証責任：あまり差異無し

時効期間：債務不履行責任：現行 10 年（改正民法で 5 年）

不法行為責任：現行 3 年、行為の時から 20 年（民法改正

により、人の生命又は身体に対する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効は5年、20年（民法724条の2）

遺族の固有の慰謝料：債務不履行は無し、不法行為はあり

5 健康安全配慮義務に反した場合、刑事責任も問われるか。

安全衛生教育に違反した場合や、健康診断受診義務に違反した場合、労働安全衛生法120条により、50万円以下の罰金に処せられる。また、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金に処する」（刑法211条）とされる。

しかし、刑事罰を受けたという社会的評価の低下のダメージは大きく、新聞などに報道されると得意先を失うなどの損失が生じる。

第10 その他

参考資料（資料31～45）

以 上